

大阪空港、関西空港及び堺泉北港を「特定利用空港・港湾」に指定しないことを求める意見書案

国は、2024年4月1日に5空港11港湾を「特定利用空港・港湾」に指定したことを皮切りに、現在（2026年4月8日現在）までに全国24空港33港湾を指定しました。

この度、さらに大阪空港、関西空港及び堺泉北港を同候補地として検討しています。

「特定利用空港・港湾」は、安倍政権が2014年7月1日に従来の政府見解を180度転換する閣議決定によって、集団的自衛権の行使容認を打ち出したことに始まり、翌年（2015年）4月27日に一切国会に諮ることもせずに米政府と取り交わした「日米防衛協力の指針」（ガイドライン）に記されました。

これまで政府見解は「平和国家として専守防衛に徹し、他国に脅威を与えない」としてきましたが、現在では「反撃力」と称して「敵基地攻撃能力」行使が可能な長距離ミサイルの配備、弾薬庫の増設、自衛隊基地の強靱化などを進めており、今や他国の「脅威」となっています。

「特定利用空港・港湾」指定とは、「有事」に備えて「平素」から民間空港・港湾を戦争準備の防衛政策に組み入れようとするものです。

もし実際に軍事利用されることになれば、当然、国際法上の攻撃対象となり、市民の命が奪われることを大いに危惧するものであります。同時に、軍事演習・訓練で民間利用が大幅に制限される事態も想定され、一般市民の移動や経済・流通活動が妨げられることを憂慮するものであります。

よって、国に対し、大阪空港、関西空港および堺泉北港を「特定利用空港・港湾」に指定しないことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2026年6月 日

摂津市議会
(日本共産党摂津市会議員団提出)